

桜井古墳支障枝剪定業務委託 仕様書

1 業務名 桜井古墳支障枝剪定業務委託

2 業務の場所 南相馬市原町区上渋佐字原畑地内外（文化財課）

3 業務の目的

桜井古墳公園に面した道路へはみ出した枝を剪定し、樹木の適切な維持管理を図るため。

4 業務の対象範囲 桜井古墳公園 1号墳ゾーン
シラカシ H6.0m上（24本）
サクラ H6.0m上（2本） の剪定

5 留意事項

- （1）作業にあたり、重機等の使用の際には十分安全に配慮すること。
- （2）樹木の剪定にあたり危険が予測される場合には、周囲を封鎖し作業を行うこと。

6 契約期間 契約の日から令和8年9月30日まで

7 提出書類

- ・作業工程表
- ・作業完了報告書（作業写真等を含む）

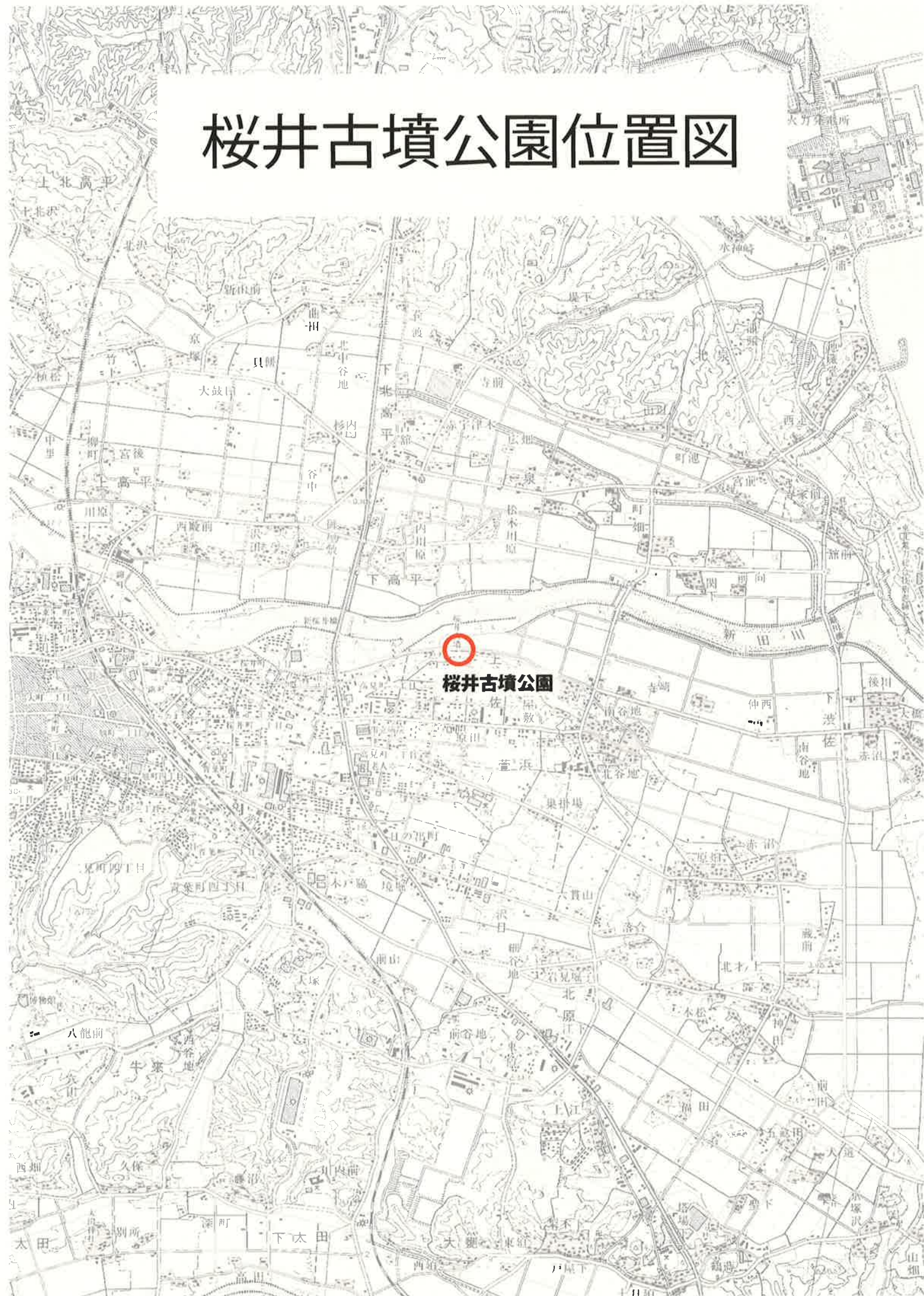
8 協議

疑義が生じた場合、又はこの業務仕様書に記載の無い事項については、市と協議のうえ決定することとする。

9 その他

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

桜井古墳公園位置図



桜井古墳 樹木位置図

